

第四十六回国 参議院文教委員会會議録第十八号

昭和三十九年三月二十六日(木曜日)

午前十時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中野 文門君

理事 北畠 教真君
二木 謙吾君
吉江 勝保君
豊瀬 禎一君

委員

植木 光教君
久保 勘一君
齋藤 昇君
笹森 順造君
中上川 アキ君
野本 品吉君
秋山 長造君
小林 武君

國務大臣 文部大臣 灘尾 弘吉君
政府委員 文部省初等中等教育局長 福田 繁君
文部省大学学術局長 小林 行雄君
文部省調査局長 天城 勲君
文部省管理局長 杉江 清君

事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員 文部大臣官 房総務課長 木田 宏君
文部省初等中等教育局中等教育課長 渋谷 敬三君

説明員

文部大臣官 房総務課長 木田 宏君
文部省初等中等教育局中等教育課長 渋谷 敬三君

本日の會議に付した案件
○私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中野文門君) たいだいまより文教委員会を開会いたします。

私立学校振興会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○豊瀬禎一君 ます、大臣にお尋ねしますが、私学の振興につきましては、当委員会におきましても、たびたび議論をいたしましたところですが、先の大荒木大臣は、端的に言いますと、私立学校は自分でつくった学校だから、てまえで経営をしていきなさいと、大体これに類したような見解をたびたび表明されてまいりましたのですが、私学というものに対して、大臣は、そのあり方というか、あるいは公共性というか、あるいは国との関係と申しますか、どういう見解を持っておられますでしょうか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 私学がその特色を發揮いたしまして、日本の学問あるいは人材の養成のために貢献してまいりましたことは、これは明らかであると思ひます。先ほど荒木前大臣のことに言及せられましたけれども、従来、私学につきましても、それぞれその建学の趣旨をもって、それをますます發展させるために、ひとつ、い

ば伸び伸びと自由によつてもらう。国立あるいは公立大学と、政府あるいは地方団体との関係とはいささか違つて、自由に伸び伸びとやつてもらうというところが今日までの考え方であつたかと思つております。ただ、現在における私学が、日本の学界並びに教育界において占めております地位というものは、かなり大きくなつたと思つております。ことにその育成いたしております学生の数というふうなことを考えますと、大学生等の数からいいますと、私学のほうがよほど多いのであります。したがつて、私は今日の日本の学術及び教育のために私学の果たしてある役割りはすばる大きい、こういうふうな考えをもちます。

同時に、私学の実情から申しまして、その施設の拡充整備、これをはからなければならぬ点が多々あるように思ひます。また、その関係からいいますと、私学の財政的な困難というものは、私学に学ぶ学生側の負担が次第に大きくなつていふように見受けられるのであります。そういうふうないろいろな実情を考慮したときに、私は従来私学に対しては、御承知のように、近年、若干の援助、助成をいたしてまいりましたけれども、この程度でよろしいものかどうかというところについて、われわれとしましては真剣に考えなければならぬ段階にあるように思つております。

そこで、私といたしましては、今回、法律の改正をお願い申し上げておりますが、ただこの程度にとどまるのではなく、もっと、何と申しますか、従来の角度について再検討を加えて、むしろ、この私学に学ぶ学生側の立場で私学問題を考えなければならぬのではないか。こう考えますと、いま、現在の私立大学の実情から申しまして、政府のこれに対する助成があまりにも乏しいという考え方も出てくるのではないかと思つております。そのような気持ちで実は私立大学の振興についての助成等の方途につきまして、あらためてひとつ検討してみたいと、こういうまあ考え方をいたしております。ことに大学生急増等の問題を控へまして、私学に果たしてもらう役割りも大きいと思ひます。一そうそのことを感ずる次第であります。私はその意味におきまして、当面する重要な課題といたしまして、私学振興に関する方途を再検討し、何か適切な方策を樹立したいものと現在考えておるような次第であります。

○豊瀬禎一君 新聞におてもやん大臣と書かれた荒木さんと違つて、非常に私学の振興について真剣に考へておられる所見を聞いて私も賛意を表するんです。その私学の中で、いま答弁の中にありましたように、私立大学の占める位置というのは、日本の教育の中でもかなり大きいのですが、義務教育諸学校のいうとらえ方をすると、私立の義務教育があることが望ましいか、

それとも義務教育に関する限りは公立をたてまへとする、こういう形が望ましいか、その点についてはどういふ所見でしょうか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 現在の実情から申しますと、やはり私学といたしましては、どちらかといえば、大学という高級な学術教育機関のほうが伸びてきておるように思ひます。で、高等学校以下の、ことに御指摘になりました義務教育等につきましては、私学の占めておる地位は比較的小さいと思ひます。私はこの義務教育というふうなものにつきましても、従来のように公立をもつて本則とするというふうな考え方もつて進んでよろしいのではないかと思ひます。

○豊瀬禎一君 その原則論は、同時に、私学振興という立場から見ても、私学振興に、かりに義務教育学校だけの私立学校があるとするれば、それは助成という点から考へても、公立が本則だから、平易に言いますと、援助の手を差し伸べないでよろしいんだ、こういう考えでよろしいか。

○國務大臣(灘尾弘吉君) 援助の手を差し伸べないと言ひ切つてしまつてもどうかと思ひますけれども、私はやはり私学の助成をするすれば、重点は義務教育諸学校にはない、こう申し上げてよろしいと思ひます。

○豊瀬禎一君 冒頭の答弁の中にありました、本来伸び伸びとした私学の自主性といふか、特徴といふか、それを生かしていくことが私学の

一つの重要な点だらうと思ひますが、幼稚園から大学まで持っている私学がございませぬ。小学校からのものもありませんが、こういういわゆる幼児教育から大学教育まで一貫教育を続けていくという私学の一つのあり方については、どう御所見でしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私はそれはそれで別に差しかえなと思ひております。

○豊瀬一君 現在、私学関係の人々の不安も、また一般のこれに対する関心を持つ人の一つの問題点も、国の助成はもっと拡大されるべきである、しかし同時に、そのことによつて私学に対する文部省の干渉といひますか、あるいは監督と申しますか、そういう私学の自主性が侵される危険がありはしないかというの、該当者もまたこれに関心を持つ、第三者も同時に持つておると思ふのですが、助成、援助の拡大という問題と私学の自主性ということについて再度見解をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) その点が、実は私はよほど考えなければならぬ問題だと思ひます。私学振興のために助成を行なうといひまして、いろいろ議論のあることと思ひますけれども、いまの点がやはり一つの大きな問題ではないかと思ひます。したがつて、現在、私学の人たちの意見の中にも、政府からよけいな干渉がせられるくらいなら補助金などもえなくともよろしいという考え方をされていく向きもありますし、政府の多少の監督があつても助成がほしい、こういうふうな方たちもおられると思ひます。なかなかこの意見は統一し

にくい点もあるかと思ひます。われわれといたしまして、今後の検討問題として、これは重要な課題として研究しなければならぬと思ひます。いま結論を申し上げるわけではございませぬけれども、従来の私学に対する助成は、どちらかといへば物的な面に対する助成であつたと思ひます。しかし、いまの私学の皆さんは、運営費といひますか、あるいは人件費といひますか、そういうふうなも

のについて助成がほしい、こういう希望を持つておられると思ひます。そうなるまいと思ひます。やはり公金を支出する関係もございませぬ、はたしてほんとうに必要とせられるだけのものか、あるいは十分なのか、どうなのか、あるいは過ぎてゐるのかどうかというふうないろいろな問題があるかと思ひます。そういう公金支出の適正をはかつてまいります上から申しますと、どうも政府との間に、ある程度関係をつけざるを得ない、こういう問題にならうかと思ひます。その辺が、実は非常にむずかしい問題として、今後われわれも考え、また、関係者あるいは世間の人たちの意見というふうなものもわれわれは知りたところでございますが、どちらともいへば結論を出してゐるわけがございませぬ、とにかくこれがやっかいな問題としてあるか、私よく承知いたしております。

○豊瀬一君 単に問題点であるといふことだけではなくして、国費を出すことでありますから、全く放任といひますか、そういうことは許されぬ問題で

あるだらうと思ひます。しかし、助成が増大する、したがつて、私学の最も特徴とする運営あるいは特に教育内容といひますか、教育の方針あるいは内容等について、同時に、予算と同時にそのこと、干渉といふことが悪ければ、い意味の監督といひますか、そういうことがふえてくるのは当然だといふお考えでしょうか。それとも経費支出といひますか、使用の適否程度のことであつて、たとえば人件費に補助を出すという段階になつても、学校経営あるいは教育内容、こういったものについては原則として文部省はいろいろと口出しといひますか、監督指導あるいは自主性を侵すようなことはなすべきでないといふ基本態度でしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 先ほど申し上げましたように、私学についてのいはば建学の精神と申しますか、そういうふうな問題については、あくまでも私は尊重しなければならぬ。同時にまた、教育内容等について行政当局がみだりに干渉すべきものではないといふことは当然のことだと思ひます。私学を私学として認めておきます以上、それはやはり私学の自主的な判断においてやるべきものといふことは当然だと思ひます。問題は、公金支出の關係から、それに必要ないろいろな点をわれわれが調べて、そうしてこれを支出する、それが適正に使われていくかどうか、主としていわば経理の面といふことにならうかと思ひます。また一面から申しますと、私学は、あるいは授業料を取り、あるいは入学金を取るといふこともやつてゐるのであります。そういう、現在まではいわば自由にやつてゐるとい

かつこうになつておりますが、国から相当なそういう運営に必要な経費といふようなものについて助成をするといひますれば、その授業料を勝手気ままに上げてそれでよろしいものか、入学金等についても自由に引き上げてそれでよろしいものか、こういう点が問題になるところじやなからうかと思ひます。

○豊瀬一君 私学全体の中には、必ずしも学校教育法あるいは私立学校法の精神に照らして十分でない学校もなきにしもあらずと思ひます。こういう点は、こういう学校に対してはむしろ排除していくといひますか、ちよつとこ

とばが悪いのですが、そういう考え方をしようか。それとも援助をしていく、ちやんとした学校に育成していく、そういうお考えでしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は、国の行政権でもって監督するとか、取り締まりをするとかいふふうなことは好ましくないと思ひます。しかし、国においてお世話をします以上、やはり本来の学校設置の目的に従つてしつかりやつてほしいといふことは、これはもう当然のことです。そういうものを、いわば不都合だからやめるといふことを考える前に、やはり本来の目的に従つて適正にひとつ学校運営をやつてほしい、これは政府として私学に対して要求し得ることじやないかと思ひます。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 幼児教育の義務化の問題でございます。幼児教育が非常に大切だと、人間形成の上から申しましても、幼いときからしつかり育つていくことを考えなきゃならぬといふことは、議論のないところじやなからうかと思ひます。それだけに、われわれ文部省といたしましては、現在、幼児教育として扱つております幼稚園の整備充実、物的にも、また内容的にも整備充実をはかつていかなきゃならぬと、このように考へております。これを、あるいは義務制にしたらという意見もあるわけでございます。私もまた、この幼児教育の義務化という問題については、相当な関心を持つておるつもりですが、これはよほど研究しなければ、みだりに結論を出すべきじやないと思ひます。また、義務制にする場合におきまして、いまの幼稚園の形態そのままを義務化するのがいいのかどうか、あるいは今日の幼児の発育の状況から考へまして、現在の小学校就学年齢を低下するといふふうなことも一つの考え方じやなからうか、かようにも思ひます。これらにつきましては、まだ、私としましても結論を持つておるわけじやございません。そういうことについて、相当関心を持つてこの問題を検討したいと、かように考へておる次第でございます。そういう義務制とか何

関連についても、厚生省といろいろ相談なさつておるようですが、幼児教育と義務教育の年限の關係、並びに現在、私立幼稚園に対する国としての、直接、お尋ねしたいことは、助成という問題ですが、どういふふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 幼児教育の義務化の問題でございます。幼児教育が非常に大切だと、人間形成の上から申しましても、幼いときからしつかり育つていくことを考えなきゃならぬといふことは、議論のないところじやなからうかと思ひます。それだけに、われわれ文部省といたしましては、現在、幼児教育として扱つております幼稚園の整備充実、物的にも、また内容的にも整備充実をはかつていかなきゃならぬと、このように考へております。これを、あるいは義務制にしたらという意見もあるわけでございます。私もまた、この幼児教育の義務化という問題については、相当な関心を持つておるつもりですが、これはよほど研究しなければ、みだりに結論を出すべきじやないと思ひます。また、義務制にする場合におきまして、いまの幼稚園の形態そのままを義務化するのがいいのかどうか、あるいは今日の幼児の発育の状況から考へまして、現在の小学校就学年齢を低下するといふふうなことも一つの考え方じやなからうか、かようにも思ひます。これらにつきましては、まだ、私としましても結論を持つておるわけじやございません。そういうことについて、相当関心を持つてこの問題を検討したいと、かように考へておる次第でございます。そういう義務制とか何

とか申しますまでに、まず第一に考えなきやならぬことは、幼稚園というものの普及をはかるべきじゃないかと思うのでございます。幼稚園の普及をはかるということが先決であって、ある程度、幼稚園にしろ、普及いたしません以上、すぐ、卒然として義務制にするということも事実不可能でございすから、まず、私は幼稚園の普及をはかってまいりたいと思うのでございす。この場合に、いわゆる私立の幼稚園と、あるいは今度設立せらるべき公立の幼稚園との関係という問題もございす。これにつきましても、地方におきましてはいろいろ心配も、また意見もあるように聞いておるわけでございます。私は、現在考えておりますことは、いまある私立の幼稚園というものを、別にどうしようこうしようという考えは持っておりません。それはあるものとして、足らざるところに対しては、私立でもけっこうでありませうけれども、実際問題として、法律が手を延ばすこともないじゃないかと、こういうふうに思いますので、公立並んで進んでいくようにいたしたいと考えております。いまの私立幼稚園を押しやるか、制限するという気持はさらさらございせん。私立は私立として、それを拡充整備せられることと、それを拡充整備せられることと、これを併せていいます。それを、また押えるような形で公立幼稚園をつくる必要もないと、このように思っております。そういう関係からいたしまして、私立の幼稚園につきましても、だんだんと、内容の設備等に対する助成等については、政府としても考えてよろしいのじゃないか。今回の予算でも、ごくわずかでありますけれども、

若干、頭を出しておるといふことでございす。私は考えていい問題だと、こう思うのであります。それから保育所との関係でございすが、これは豊瀬さんですでに御承知いただいておりますが、厚生省の間でいろいろ話し合ひをいたしまして、そこで、原則的にどうかとうだとか申しますよりも、現在の実情に即して、それぞれ設立の趣旨というものもございすけれども、私は保育所も足りないのだし、幼稚園も足りないわけでありませう。互いあまりダブってむだすることはしないようにして、それぞれ拡充をはかっていこうというのじゃないか。現段階におきましては、そうしてその保育所との間も、あるいはその設置所との間におきましても、互いに協調いたしまして事を進めていくように取り計らうことも実際の状況に適するのじゃないか、こう考えております。ただ保育所といふにしても、その預ておられます子供の年齢と、その預ておられます子供の年齢と、幼稚園と同じでございますから、やはり保育所の中でその幼児教育と申しますか、それについては幼稚園と同じようにやっていたらいい、こういうことを話し合ひをいたして、厚生省もそういうお考えのもとに、今後、保育所の整備をはかっていくということになっております。これはどちらがどうというふうに片づけるというものは、少なくともいまの段階には考える必要はないのじゃないか。それそれ手を延ばしながら、内容的には保育所も幼稚園程度の教育をしてもらう、こういうふうなことがいいんじゃないか、お互いに競争する必要も

ないじゃないか、協調して進んでいただきたい、このように考えております。 ○豊瀬一君 非常に明確な答弁をいただきまして、大体わかったのですが、念を押しておきますが、現在の幼児教育の中で、私立幼稚園の占めておる位置から考えて、かりに学制を変えて幼稚園を義務制にするか、あるいは大臣の答弁のように義務年限を下げていくか、いずれかの方法があると思うのですが、その際を見通して、義務教育は、公立が本則であるというたてまえではあるけれども、その際に現在の私立幼稚園の果たしておる役割りから考えて、必ずしも公立を収容必要数だけ増大していつて、私立解消の方向をとるのはいまは考えておられない、このように理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) そのとおりと考へます。 ○豊瀬一君 この問題でもう一点尋ねておきたいのですが、保育所は保育です、幼稚園は教育ですと、どうも厚生省と話し合つて一緒に出された通達とか、あるいは文部省の計画書を見てもみますと、義務化という割り切り方もきわめて単純というよりも、私ときおると口の悪いことを言うのですが、ずさんといひます、通り一べんの計画のような気がして、幼児教育、それから特に私立幼稚園等の現在のあり方、あるいはいま文部省が努力しておる公立幼稚園の増設、こういった点と幼児教育の重要性という問題から考えますと、あの幼児教育の一つの方針というもので間に合ふべきな気がしますが、少なくとも文部省が義務化も考へ

らるべき課題であるという意思表示をするすれば、幼児教育の理念というものをまず明確に打ち出して、その中からいわゆる年限切り下げという方式が望ましいのか、あるいは学制を変更して小学校の低位にもう一つの幼学校とするのか、幼児学校とするのか、それはいろいろありましようが、そういう方式でいくかというふうな、単に年齢の何歳で適否かという問題と同時に、学校制度の変更を進めていくか、義務年限を切り下げていくか、非常に幼児教育の問題は重要であるし、ひとつの方向を見出さなければならぬ段階になってきておると思うのです。こういう問題につきましても、たとえば中央教育審議会があるひとつの答申を出しておるのですけれども、まだあいまいだと思つておるのです。このことに対して、私はアメリカでやっている三歳児を国家が健康診断をして、義務教育に加ふるまでいろいろな手当や指導を加えていく、こういうひとつの諸外国の例から見ても、大学教育もさることながら、幼児教育に対してもっと早く抜本的な幼児教育の理念、それに対する対策、あるいは制度のあり方、こういったものを文部省自体も確立しなければならぬ時期に來ておると思つておるのです。このことに対して、いつごろそれをどうやりますかという突き詰めた問題でなくして、もう少しいま私がお尋ねした内容について、省としての方針があればそれでもよろしいし、大臣の個人的な見解をお持ちでしたら、それをもう少し明確にお答え願いたいと思つておる。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 幼稚園の教育についての指導要領を先般定めまし

て、この四月一日からこれに従つて、これをひとつ頭において幼稚園の教育をやつてもらいたいということを出しておるのであります。われわれといたしましては、この指導要領というものが生かされて、そして幼稚園でいい教育が先生方の力によつて行なわれることを期待いたしておるのでありますけれども、もとよりこの種の問題につきましても、私どももこれからいろいろなお研究を必要とする点もございす。その実績を見ながら、常に改善を要するものについては改善をまいりたいという心がまえでおるわけでありませう。なお、幼児の問題につきましても、ある年齢に達すれば幼稚園、こういうことに大体なつてくるわけでありませうが、やはりその前の幼児といふことになれば、現在の所管から申しますと、これは厚生省で御心配願つて、こういうことになつてまいりますが、したがって、厚生省の施策と文部省の仕事との間におきましても密接な関連を持つてまいらなければなりません。幼児の養育という問題については、これは両省がほんとうに緊密な連絡のもとに成果をあげるようにやらなければならぬものと考えておる次第でございす。それらの点につきましても十分今後留意してまいりたいと存じます。

○豊瀬一君 義務化というひとつの方向を展望する中で、たとえば幼稚園は何歳程度、保育所は例として具体的に出すと悪いのですが、三、四歳とか、そういう整理を将来においては当然行なうべきだと私は思うのですが、保育所は保育所、幼稚園は幼稚園、それぞれの特徴を發揮していただいております。

第六部 文教委員会会議録第十八号

昭和三十三年三月二十六日(参議院)

三

まあよろしいでしょう。現在の工程と同時に将来の設計から考えると、そこまで考えるべきだと思つていますが、大臣のお考えいかがですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) なかなか専門的なお尋ねで弱るのですが、私どもとしましては、幼稚園は、間違つたら訂正してもらいますが、四歳、五歳あたりを重点にやっていくべきではないか、そうして、やはり小学校の教育との間につながるものとして考えていくべきではないか、このように考えております。

○豊瀬禎一君 最後に幼児の問題で一点だけですが、現在の幼児教育というものは、従前何といひますか、母親が主として骨肉の愛情という観点において、家庭の教育ということに重点を置いて育てられてきたのですが、これを保育所なり、あるいは幼稚園に移すということは、子供の公共化といひますか、そういう観点がひとつの問題だと思つておられます。そうしていくと、やはり義務教育と同じように、国がひとつの公共的な立場で人の子を教育をしていく、こういうたてまえをとれば、当然その裏づけとして経費負担というものも、段階をとるか、一時にやるかは別問題として、考えてこなければならぬと思つておられます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) これらに對して公立をふやしていくこともけっこうですが、私立に對してもっと積極的に援助の手を差し伸べ、それによって実質幼児教育が義務教育的になつていく過程を通じて、義務年限の切り下げとなるか、義務制という制度化するか、とにかく幼児教育がひとつの、い

ま私が申し上げたようなステップを踏んで、次の段階が義務化の段階であると思つておられます。その段階をとるためにも、現在の私立幼稚園、あるいは保育所に對しては、今度は五千万程度ですか、金額は忘れませんが、もっと財政的な援助をする過程が必要だと思つておられます。大臣のお答えをお願いします。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 私立の幼稚園につきましても、先ほどちょっと申しましたが、若干の助成を行なうことにいたしました。これはひとつの年度の予算で頭を出したものと御承知を願ひまして、今後また皆さんの御協力のもとに、これを拡充することに努力したいと思つておられます。

○豊瀬禎一君 ぼつぼつ本論に入りますが、後期中等教育というものは、六三制が充足してかなりになったのですが、当分の間は、現行の制度の中で後期中等教育を進めていくという考えでしょうか、それともいまの六三三のあり方も検討の時期に入つて、後期中等教育のあり方については、あるいは理念については、再検討の段階に来ている、こういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 現在、御承知のように、文部省としましては、後期中等教育の整備というところで、いろいろの機関に御検討を願つておるところであります。その結論によりまして、いろいろ考へてみたいと思つておられます。六三三四をいま変えるとか変えないとかというふうな考へ方を、現に文部省としては持つておりません。その御検討の結果によりまして、ひとつ考へてみたい、このように考へます。

○豊瀬禎一君 次の質問に入る前に、三十八年六月二十四日付の文部大臣の後期中等教育の拡充整備についての資料、それから、昭和三十八年十一月二十九日の臨時行政調査会第三専門部会の分科会報告書を提出してください。

○政府委員(杉江清君) たいだいま持ち合わせておりませんが、初中局長にすぐ連絡いたしまして取り寄せます。

○豊瀬禎一君 朝、あれだけ言つて、大体三、四十分経つたのですが、まだそういう資料を取り寄せようとしていないのですか。どうもあなたのふまじめな態度について、法案審議をする意図をなくしますね。

大臣にお尋ねしますが、いま答弁されたように、前大臣の際に中央教育審議会に對して諮問が行なわれておるのですが、その後期中等教育の整備拡充に對する諮問を行なわれた意図を、先ほどの答弁よりももう少し具体的に説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 後期中等教育に相応する年齢層と申しますか、その人たちの中には現に高等学校で学んでいる人もおられますし、あるいは定時制の高等学校で学んでおられる人もおられます。あるいは通信教育を受けておられる人もおられます。そのほか、そういったような学校形態によらないで教育を受けている人もたくさんおられます。ごさいます。その中には、あるいは青年学級というふうなもので学んでおられる人もおられますし、中には全然そういうものと関係のない生活をしておられる人もおられます。この年齢層はやはり日本といたしましては、将来最も重要な人々でありますので、これらの人々に對して教育というものをどうい

うふうに今後やっていったらよろしいだろうかというので、すべての現在の学校教育、あるいは社会教育それらにまつておられない人々全体に對して、こういう年齢層に對する教育という問題は、私にはそのような諮問がなされたものと承知いたしております。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○豊瀬禎一君 初中局がこないで、これは初中局の所管じゃないかと思つておられます。法案を担当している責任部局ですから、後期中等教育適齢者の全日制、定時制、通信、各種学校、青年学級、企業内訓練等、一応この五つに類別しているんですが、それぞれに就学といひますか、している数を言つてください。

○政府委員(杉江清君) まことに相済みませんが、後期中等教育関係のことを直接所管いたしております関係もありません。そのような資料をただいま用意いたしておりますので、さっそく連絡して取り寄せることにいたします。

○豊瀬禎一君 各種学校が後期中等教育の中でどういう位置をしめるべきかは、初中局の問題でしょうが、少なくとも、これに對して助成措置をやるという法案の担当部局としては、全体に對する該当者数というものを把握しなければやれるという、そういう考へ方では、自分の所管の教だけわかつておればやれるという、そういう考へ方では、教育というものを捉えておつては問題があると思つておられます。

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私のほうで現在のところ把握しておられます。

○政府委員(杉江清君) この法律の對象といたしましては、政令、省令でその範囲を具体的に示してまいります。一口に言いますと、各種学校のうち、理工系、医療系も含みますが、広い意味における理科、工科関係のものを含まれます。そして、その中でも省令で、授業時数とか、修業年限とか、入学資格、卒業のさせ方等について一定の条件を設けて、それに該当するものを對象といたします。ところで、具体的にどのような学校が含まれるかということについては、私のところで資料は用意しておりますが、これは実際にはもっと詳細な調査をいたさなければ的確にそれをつかめませんから、一応私どもは三十七校がその對象になる、しかし、その中でなお現実に融資の對象になるのは、いわゆる施設の不足の学校が申請してまいると思ひます。そういうもの

うふうに今後やっていったらよろしいだろうかというので、すべての現在の学校教育、あるいは社会教育それらにまつておられない人々全体に對して、こういう年齢層に對する教育という問題は、私にはそのような諮問がなされたものと承知いたしております。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○豊瀬禎一君 初中局がこないで、これは初中局の所管じゃないかと思つておられます。法案を担当している責任部局ですから、後期中等教育適齢者の全日制、定時制、通信、各種学校、青年学級、企業内訓練等、一応この五つに類別しているんですが、それぞれに就学といひますか、している数を言つてください。

○政府委員(杉江清君) まことに相済みませんが、後期中等教育関係のことを直接所管いたしております関係もありません。そのような資料をただいま用意いたしておりますので、さっそく連絡して取り寄せることにいたします。

○政府委員(杉江清君) 各種学校の現況については、相当詳細に把握しているつもりでございます。全体の数もおよその概念を持つておりますが、詳細な数字として申し上げるには資料を通じて申し上げたほうがよろしいかと思ひます。

○豊瀬禎一君 きょう配付されました三十八年五月一日付現在の私立各種学校府県別設置者数ですか、これの法人、準法人、その他が出ておりますが、生徒数がかかりますか、各県別に。

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私のほうで現在のところ把握しておられます。

○政府委員(杉江清君) この法律の對象といたしましては、政令、省令でその範囲を具体的に示してまいります。一口に言いますと、各種学校のうち、理工系、医療系も含みますが、広い意味における理科、工科関係のものを含まれます。そして、その中でも省令で、授業時数とか、修業年限とか、入学資格、卒業のさせ方等について一定の条件を設けて、それに該当するものを對象といたします。ところで、具体的にどのような学校が含まれるかということについては、私のところで資料は用意しておりますが、これは実際にはもっと詳細な調査をいたさなければ的確にそれをつかめませんから、一応私どもは三十七校がその對象になる、しかし、その中でなお現実に融資の對象になるのは、いわゆる施設の不足の学校が申請してまいると思ひます。そういうもの

うふうに今後やっていったらよろしいだろうかというので、すべての現在の学校教育、あるいは社会教育それらにまつておられない人々全体に對して、こういう年齢層に對する教育という問題は、私にはそのような諮問がなされたものと承知いたしております。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○豊瀬禎一君 各種学校が後期中等教育の中でどういう位置をしめるべきかは、初中局の問題でしょうが、少なくとも、これに對して助成措置をやるという法案の担当部局としては、全体に對する該当者数というものを把握しなければやれるという、そういう考へ方では、自分の所管の教だけわかつておればやれるという、そういう考へ方では、教育というものを捉えておつては問題があると思つておられます。

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私のほうで現在のところ把握しておられます。

○政府委員(杉江清君) 各種学校の現況については、相当詳細に把握しているつもりでございます。全体の数もおよその概念を持つておりますが、詳細な数字として申し上げるには資料を通じて申し上げたほうがよろしいかと思ひます。

○豊瀬禎一君 きょう配付されました三十八年五月一日付現在の私立各種学校府県別設置者数ですか、これの法人、準法人、その他が出ておりますが、生徒数がかかりますか、各県別に。

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私のほうで現在のところ把握しておられます。

○政府委員(杉江清君) この法律の對象といたしましては、政令、省令でその範囲を具体的に示してまいります。一口に言いますと、各種学校のうち、理工系、医療系も含みますが、広い意味における理科、工科関係のものを含まれます。そして、その中でも省令で、授業時数とか、修業年限とか、入学資格、卒業のさせ方等について一定の条件を設けて、それに該当するものを對象といたします。ところで、具体的にどのような学校が含まれるかということについては、私のところで資料は用意しておりますが、これは実際にはもっと詳細な調査をいたさなければ的確にそれをつかめませんから、一応私どもは三十七校がその對象になる、しかし、その中でなお現実に融資の對象になるのは、いわゆる施設の不足の学校が申請してまいると思ひます。そういうもの

うふうに今後やっていったらよろしいだろうかというので、すべての現在の学校教育、あるいは社会教育それらにまつておられない人々全体に對して、こういう年齢層に對する教育という問題は、私にはそのような諮問がなされたものと承知いたしております。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○豊瀬禎一君 各種学校が後期中等教育の中でどういう位置をしめるべきかは、初中局の問題でしょうが、少なくとも、これに對して助成措置をやるという法案の担当部局としては、全体に對する該当者数というものを把握しなければやれるという、そういう考へ方では、自分の所管の教だけわかつておればやれるという、そういう考へ方では、教育というものを捉えておつては問題があると思つておられます。

○政府委員(杉江清君) 生徒数は、私のほうで現在のところ把握しておられます。

をこの中から一応私どもの手持ちの資料で検討いたしますと、ほぼ十六校が予定されます。なお、その対象になる学校の生徒数までは、現在のところ把握いたしかねておる状況でございます。

○豊瀬一君 ちよつと大臣に対していやみを言うことになりませんが、政令で定めるときにはあり得ることではあるんですが、法律が通って政令で定めるんですから、そのときに検討するんですというのでは、私は法律を出した意味がないと思うのですね。少なくともこの法律を出そうとすれば、どこに補助をして、幾らそれが要るんだという計算が出て、法律が後に出てくるんですからね。そのために制度としては法律ができてから、それが新たに一つの体系を打ち出していくんですけれども、予算要求という形から法律、立法という、法律の意図するところはどの程度の学校に適用するかというところが先でなければならぬと思ふのです。その資料も出さぬということになると、ちよつと困りますな。三十七校の名称、設置者、それからその後の施設不足のもの十六校というのはいまそこにありますか、資料。

○政府委員(杉江清君) ございます。学校名については一応私のはのうの資料としては用意してございますが、ただ、これは今後実際の法の適用にあたっては動く場合も想定されますので、資料として差し上げることはいたしませんでしたが、ここに用意してございますので、あるいはメモ式にして差し上げることがあります。

○豊瀬一君 予算は幾らですか。

○政府委員(杉江清君) 一応融資総額は五千二百万と予定いたしました。基礎数字として、学校がちゃんと事前にあるはずですね。その理工系をとつたことの可否、それからその設備不足の判断の根拠、こういうものが必要です。大臣にお尋ねいたしますが、この改正案を見てみますと、新たに職業に必要な技術の教授を目的とする各種学校、こういう書き方をしております。この職業に必要な技術の教授を目的とする各種学校と限定された理由は、何ですか。

○政府委員(杉江清君) 私から最初に事務的に御説明申し上げたいと思ひます。お手元に各種学校の概況という資料が差し上げられていますが、この中に、課程等の種類の中にいろいろのものがあげてあります。まず、この課程等の種類の一番下にあります補習学校とか、外人学校、これはここに言う職業技術を目的とするもの、こういう範疇から省かれます。なお、この中には単なる趣味、娯楽のための教育を行なつておるものもござります。そういうものも省かれます。したがって、この中で、いまのような職業技術というところで厳密な区別はいたしておりませんけれども、おおむね家庭技術、技術系、事務系等が職業技術の習得を目的としておるものに多く該当いたします。ただし、この中にも、単なる趣味、娯楽のものも含まれておりますが、おおむねこれらのものが職業技術を目的としている、そういうふうな考へてよろしいと思ひます。

○豊瀬一君 全く私の質問意図と食い違つたことを答えていただきますので、もう一度質問し直したほうが大臣の御答弁がしやすいと思ひます。後期中等教育の拡充という諮問の中にある意図というものは、単にいわゆる学校教育法の適用を受ける学校も含んでおられますけれども、各種学校に学ぶ者、あるいはその他職業訓練あるいは青年学級等、いろいろな形で後期中等教育という範疇の中に入れて諮問されておるものであるし、当然しかるべきと思ひます。その後期中等教育の課程を通じてつくり上げていく人間像を描こうとしておる中で、特に今回の助成措置を職業に必要な技術の教授を目的とする学校という限定をされた意図ですね。私とすればもと範囲を広げて、いわゆる諮問の意図をそのまま進めていくとすれば、こういう限定の仕方のほうが、諮問のされた意図をむしろ狭めておるものだと、こう思ふのですが、なぜこれだけを特定されたか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 後期中等教育の整備充実の問題で、その結論によりまして、またいろいろ考へなければならぬものもあるかと思ひますが、今回のこの法律案は、私学振興会を通じて、従来助成の対象となつていなかった各種学校について、振興会の手を通じまして援助しようという考へ方でございます。それ以外の問題につきましても、また今後検討に待たなければならぬと思ひますが、ただいまのところは、各種学校を取り上げて振興をはかろうというわけであり、その各種学校の中にも、申すまでもなく千差万別でございます。数か

ら申ししても非常にたくさんの方に上つておるのでありますし、同時にまた、先ほど局長が申しましたが、その中には、まあいわば個人的な修養といふものか、個人的な教養を身につけていく、こういうふうなものも少なからずあるわけでございます。この場合といたしまして、私学振興会を通じて何らかの援助をするということなどにつきましては、まず私も考へなければならぬと思ひます。これは、各種学校の果たしておる役割の中で、特に国家的社会的に大事な役割を果たしておる、このように考へるものをまず一つ選んで、これに対して援助をしていこう、こういうことだから、職業に必要な教育を行なつておる私立の各種学校を選んだわけですね。これらの人たちは、現に相当な組織、相当な規模をもつて各種学校で学び、また、社会的にも大きな役割を果たしておる人たちであると思ふのであります。特に重要な部分と考へられるものからこの道を開いていく、このようにひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○豊瀬一君 多分そういう意図だろうと思ふのですが、やはり予算委員会では、私が池田総理に質問した人づくりのねらいというのが、どうもエンジンアやテクニシヤンの養成という、いわゆる生産向上というところに重点が置かれて、少なくとも六月二十四日、中教審に諮問された後期中等教育の拡充整備の構想の中で期待される人間像、このことが学校教育法や教育基本法にうたわれるところの広い意味で、そして憲法が求めておる人間像でなくて、池田さんがときおりプライベートの席上で言つておる、あるパーセンテージ

はホワイト・カラー、あるパーセンテージはエンジンア、こういう何と申しますか、人的能力部会の答申したナバー・ポリシー、これに対応する一つの措置として、いま大臣が国家的社会的に貢献しておるといふ部門分けをしておられるところに、学校教育という立場から、あるいは人間形成を担当しておる文部省という立場からすると問題があると思ふのです。原則としては、各種学校の法人あるいは準法人その他に類するものをどこまで入れるかは、きわめて厳格なようか、一つの基準が要りましようけれども、少なくとも普通の学校教育のワケ外にあつて、しかも、いろいろなそれがお茶であるか、お誦であるか、あるいは花嫁修業であるか、いずれかを問わず、中教審に答申された人間像の形成に役立つという観点に立てば、原則としては援助の手を伸べて、成人になる前の後期中等教育に該当する青少年の育成に国が進んで手を差し伸べていくべきだと思ふのですが、将来ともに、こういう限定のしかたで進まれるつもりですか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 将来のことをいま固然たることを申し上げることは困難でございます。ただ、いわゆる人づくりと申しても、いろいろ私はその内容があると思ふのでありまして、そのある部分に対して国が援助するということをもつて直ちにそれだけを入つくりとして国が推進しておる、こういうふうにはお考へいただかないでもよろしいではないか、このように思ひます。限られた財源の中からいろいろなことをやつていくわけであり、私立

学校の今までやっていなかった各種学校に対する私学振興会の援助というふうな問題につきましても、資金的な面からもおのずから制約のあることをごさいます。新しくそういうものを一つのワグとして取り入れることにしましたわけですが、それだけ政府の府の人づくり政策というふうにはひとつお考え願わないで、やはり必要に応じて適当と認めるものを政府は資金的に援助するのである。資金的に援助をしないからといって、それが重要でないといがい切れるものでもありません。まあ実情に即して、現在の段階におきましては、まずこの辺を取り上げるのが適当ではないか、このように考えましてこの措置を講じたわけでごさいます。それがすべての後期中等教育相当の年齢層に対する施策であるというふうにはひとつおとりならぬようにお願いをしたい。

○豊瀬一君 いま大臣が言われたように、私も政府の政策を理解したいと思つていますが、やはり高専にして、理工系に対すること数年一貫した援助の具体的な方法を見ましても、同法案の求めているところを見ましても、技術あるいは生産に直接役立つものがより国家的社会的に貢献しておるといふ理念が、池田内閣の人づくり政策をびしと貫いておるものだと思つておる。その理念の中でいろいろの施策が行なわれてきておる、こういう気がするのですが、端的にお答えいたしまして、いわゆる一般教養的な人づくり機関あるいは学校教育といふか、あるいは各種学校、そういうものと、いわゆる理工系といふか、技術を直接提供することを目的として養成さ

れておる諸機関、この二つをとってみると、後者のほうがより国家的社会的に貢献度が高いと、こういう判断があるのじゃないですか。

○国務大臣（難屋弘吉君） 国家社会に貢献するということにも私はいろいろあろうと思つておる。また、それに対する援助のしかた等につきましてもいろいろ考えられる問題ではないかと思つておる。われわれ教育に關係する者といましては、何よりもまずりつぱな人間をつくりたいということにあるわけでごさいます。それはもう重いかか

○豊瀬一君 大臣の考え方は、賛否は別にして大体わかりましたが、理工系の才能を持つておる青少年に不良児が少なく、そうでない者に不良児が多いというふうなつひな言ひ方はしませんか、やはり産業界がエンジニア、テクニシアンを求めていることは事実です。そのことを、即国家社会の最も要求度の高いものであるという判断を行なうこと、これがそうでない青少年に、有形無形に与える心証というものはきわめて大きいと思つておる。このことが、いろいろな国の施策の中で、理工系といふか、技術の養成といふか、教育は生産向上の最も効率高い投資であるという理念の横行が、何かそうでない青少年に対して、自分たちは置き忘れた存在であるという考え方を与えているし、また具体的な施策を見ても、高専における教科課程を見てもおわかりのように、一般教養は大幅にカットされている、そして、技術と詰め込み教育が行なわれておる、こういう、放置したくないけれども、具体的な予算の裏づけ、あるいは施策として放置されておるというところは、これは青少年をどう国が大切にしていくなかという観点と、それ

をいかにみな否定するわけじゃもちろんありません。それぞれ堅実に発展を遂げてほしいと、こう思つておるけれども、いま国が金を出して、あるいは私学振興会を通じて援助するのには、どういふものからまずやるかということをお考えしたときには、やはりおのずからそこに限定を生じてくると思つておる。御了解をいただきたいと思つておる。

をいかにみな否定するわけじゃもちろんありません。それぞれ堅実に発展を遂げてほしいと、こう思つておるけれども、いま国が金を出して、あるいは私学振興会を通じて援助するのには、どういふものからまずやるかということをお考えしたときには、やはりおのずからそこに限定を生じてくると思つておる。御了解をいただきたいと思つておる。

○豊瀬一君 大臣の考え方は、賛否は別にして大体わかりましたが、理工系の才能を持つておる青少年に不良児が少なく、そうでない者に不良児が多いというふうなつひな言ひ方はしませんか、やはり産業界がエンジニア、テクニシアンを求めていることは事実です。そのことを、即国家社会の最も要求度の高いものであるという判断を行なうこと、これがそうでない青少年に、有形無形に与える心証というものはきわめて大きいと思つておる。このことが、いろいろな国の施策の中で、理工系といふか、技術の養成といふか、教育は生産向上の最も効率高い投資であるという理念の横行が、何かそうでない青少年に対して、自分たちは置き忘れた存在であるという考え方を与えているし、また具体的な施策を見ても、高専における教科課程を見てもおわかりのように、一般教養は大幅にカットされている、そして、技術と詰め込み教育が行なわれておる、こういう、放置したくないけれども、具体的な予算の裏づけ、あるいは施策として放置されておるというところは、これは青少年をどう国が大切にしていくなかという観点と、それ

それ能力に依つてひとしく教育を受け、社会の恩恵を受ける権利を持つておるといふ、平等等の原則から問題であるし、特に私が、この法案も、百のうちのひとつ、十のうちのひとつと見るかは別として、この法案の傾向から危惧を持つことは、いま言ったように、技術養成が最も国家社会の要求度の高いものであるという、技術偏重の考え方が、通産省や科学技術庁やその他に、ある程度あるということはやむを得ないことではしょうけれども、文部省自身が、その課題にこたえて、下請機関といふか、ことばは悪いですが、各種学校、あるいはその他を含めて、教育という場所を借りて遂行しようとしておるといふ危惧を持つておる。これに対して大臣の、これが私の全く杞憂であるかどうか、見解を承りたいと思つておる。

○国務大臣（難屋弘吉君） 私からお答えすれば、全くの杞憂であるとお答えせざるを得ないのです。そういう心持ちでやっておるわけではございませぬ。ただ、各種学校といふのは、御承知のように、大多数のものは、いわば、きわめて自由につくり、自由に経営しておるものであります。その中には、千差万別いろいろのものがあるわけですが、また、いわゆる学校の意味におきまして、充実したものもあれば、まだまだ未開発の段階にあるといふふうなものもあるわけですが、それらすべて全部でございませぬけれども、いわゆる人間形成のそれそれの面について役立っておるといふことはもちろん認めざるを得ない、またそういうふうなことでありますから、どの各種

学校といふども、程度の差こそあれ、いろいろ役には立っておる、また、せっかくならばやらねばならぬ、内容の充実したものをしっかりとやってほしいという気持ちもございませぬ。ございませぬけれども、それを全部一体援助の対象にしなければならぬものかということになれば、私はおのずから考え方も出てくると思つておる。それそれ重要な役割りを持つておるといふことは否定いたしません。そういうもの全体について、常に国が援助でもしなければならぬのかということになれば、やはり一面におきましては、その対象となる施設そのものを、もっとも整備を必要とする観点もございませぬし、同時にまた、しいて国から直接間接に援助しなくても、御自由にとつておつていただきたらいいのではないかと

いうものもあると思つておる。そういうことで、今回のねらつております点が、広いが狭い、これは御意見があると思つておるけれども、私どもは、やはり国が直接間接に資金的な援助でもしようといふものについては、これに相当するものを選んでやつていくということが、国としても考えなければならぬ問題だと思つておる。その中から、千差万別いろいろのものがあるわけですが、また、いわゆる学校の意味におきまして、充実したものもあれば、まだまだ未開発の段階にあるといふふうなものもあるわけですが、それらすべて全部でございませぬけれども、いわゆる人間形成のそれそれの面について役立っておるといふことはもちろん認めざるを得ない、またそういうふうなことでありますから、どの各種

学校といふども、程度の差こそあれ、いろいろ役には立っておる、また、せっかくならばやらねばならぬ、内容の充実したものをしっかりとやってほしいという気持ちもございませぬ。ございませぬけれども、それを全部一体援助の対象にしなければならぬものかということになれば、私はおのずから考え方も出てくると思つておる。それそれ重要な役割りを持つておるといふことは否定いたしません。そういうもの全体について、常に国が援助でもしなければならぬのかということになれば、やはり一面におきましては、その対象となる施設そのものを、もっとも整備を必要とする観点もございませぬし、同時にまた、しいて国から直接間接に援助しなくても、御自由にとつておつていただきたらいいのではないかと

げたいのであります。

○豊瀬一君 くだいようですが、各種学校にどこまでワケを広げるかという論点から展開していくならば、今回の措置も一つの合理的なやり方でしょう、私はそういう角度から言っているのではない、いま私が言っているのは、私学に援助の手を伸べるといふ角度から見ると、大臣は、まず大学急増等から考えて、また十数万の入学金が要る、国立、公立に比べると比較にならないほどの教育費が要っておりますね。これは私学自体の経営難を物語っていると思ひます。そうして、現在の入試制度、あるいは入試制度の影響を受けた学校教育にどういふ波紋が生じているかは、大臣御承知のとおりですね、そういう全体の私学をどう見るかという角度の中から見ていって、この各種学校の職業に必要な技術の教授に對して、これこれするといふ特殊な措置が、大学院、大学、あるいは高専、工業教員の養成、あるいは工業学校に對する援助金の拡大とか、補助費のワケの広げ方とか、いろいろ一貫して見ると、あるいはそれを人的能力部會の答申、あるいはそれを受けた教育白書、これは一つの試案であるといふおぼましい言ひ方をしながら、実際に意圖しているものを出して教育白書、教育投資論に基づいた教育白書、これをずつと、私はこの一つを指摘するのではなくて、全体のいまの文教政策の流れを見ていくと、やはり技術を最も国が必要としているんだという判断、そのことが、さらに技術偏重に拍車をかけ、いま国で、社会のすべての人が、最も求めておられる人間像といふものに対する国の施策が薄くなつてお

る、私はそれだけが池田内閣の文教政策と、へんばない言ひ方はしません。他も考へておられるだろうけれども、そこに偏重し過ぎておる、そういうことがやはり政府の手によって進められる際には、たとえば、青少年に与える影響としては、それがいまま求められている人間である、こういう観点から、いろんな問題も起こってくるのではなからうか。こういうことを進められることはけっこうなことですが、同時に、中教審に答申を求めておられる後期中等教育に該当する人間像といふものはかくあるべきだと、結論を急がれることがますます大切なことではなからうかと思ひます。そうして、そのことが出てきた場合には、たとえば、企業内訓練に従事している者に對して、どういふ人間として、潤い、あるいは教養を高めていくような政策を国が手を差し伸べてやるか、あるいは青年の家、その他ありますね、あるいはものを増設して、そこに経営者、あるいは国と折半の負担によつて、ある一定期間、そこでいろんな人間上の行事を持つていくとか、こういうことも私は決して産業界という形で直接的には出てきていないと思ひけれども、国あるいは社会全体の最も強く求めている人間像であるし、単に教育という問題でなくして、国家と人間との関係という大きな問題からとらえても、日本全体の一つの大きな課題であらうと思ひます。こういう政策に対する努力が少な過ぎる、技術養成があまりに先行し過ぎておる、そこに文教政策の、あるいは池田内閣の人のつくり政策のひずみがありはしないかということを危惧するわけです。これ

は決して私の杞憂ではないと思ひますね。このことに對して大臣として、かりに池田内閣の政策がどうであるかないかという答弁ではなくして、文部大臣としては、私がいま憂へていることに對してもっと努力をしていただきたい、少なくともこれが五・五が正しいか、六・四が正しいかということは輕々に結論が出ないと思ひます。あまりに一方に片寄り過ぎていないかということをお慮するわけです。したがつて、私の期待している方面に對する、私学、あるいは社会、あるいは全般に對して、もっと国として責任を持ち、施策の拡充をはかるように努力していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(兼尾弘吉君) お尋ねの御趣旨につきましては何の異存もございません。機械のような人間をつくつていくのが決して一國の繁榮あるいは社会の發展のためにいいことではないと思ひます。やはりいろいろな人間性を持つた、そして職業上必要ないろいろのものを身につけた人をつくるということが大事だと思ひます。その意味におきまして、人間的な面を大いに強調し、また大いに施策を講ずべきだといふお考えにつきましては、私も何の異存もございません。これはおそれなく人間としましては一生を通じての問題でもあるのではなからうかと思ひます。国としてもその方面のことを強調し、同時にそれぞれの人がやはり自分をよくしていくことについての努力をしてもらわなければならぬと思ひます。国民全体が最高の学府を終えたらすぐ社会に出る人もおるし、また各種学校を出て社会に出る人もおる、あるいは高等学校を出て社会に出る人もおるわけです。その教養の程度といふことになりまして、いろいろ個人的に違つてくるわけでありまして、少なくとも教育機関なら教育機関を通じて努力をする、さらにまた社会に出れば御本人も一生懸命努力するでしょうし、また企業もそれに協力するといふものもありまして、いろいろ便宜を与えるということも、これは当然考へなければならぬと思ひます。いまして、私は現在の日本といたしまして、産業経済を大いに發展させるために、その方面の人材を多分に必要としておる事態はこれは無視するわけではございません。文部省としても、このためにいろいろ施策を講じてまいっておることは事実でございます。また、予算がその方面に相当傾斜的に使われておるといふこともこれも事実でございます。そのことを私は決していなむものではないと思ひますけれども、同時に、人間形成についての文部省の努力をもっとやれという御意見につきましては、何ら私はあらがうところはない、われわれとしましては、大いに努力しなければなりませんし、同時にまた、国民全体がやはりその心持ちを持って修養につとめてもらふ、自分で自分をつくつていくことについての努力もぜひお願いしたい。また、政府としてなし得るこれに対する便益の供与といふようなことについても、施策として大いに考へてまいらなければならぬものと思ひます。これは御激励のおことばと承りまして、しっかりとやりたいと思ひます。

○豊瀬一君 ひとつおことばとおりしつかりやっていたきたいと思ひます。昨年の予算委員会におきまして、私、当時、荒木大臣、大橋労働大臣に對しまして次のことを質問したのであります。すなわち、いま大臣が指摘された、中学を出て生産に従事しておる青少年に對する国の施策です、たとえば、アメリカのように工場に通いながら、イギリスのように工場に通いながら、一定期間給与をやって学校教育のなことを受けさせておるといふ制度もありませんか。これに對して大橋労働大臣は、日本もすでにそのことを検討すべき段階にきておると、こういう答弁をしておるのですが、荒木大臣は例の調子で、それを企業内訓練といふ方をしたのですが、私は企業内訓練も問題があると思ひますが、本法案とは直接関係がございませんので深く立ち入りませんが、やはり各種学校のこの施策と同時に、勤労青少年がこれらの各種学校にも行けるような措置といひますか、そうして、それが生産に時間的に若干支障を与えたとすれば、施策としては、その補償を国がやってくとか、いろいろの方法があると思ひますが、こういうことも同時に考へていくべき課題であると思ひます。どうお考えでしょうか。

○國務大臣(兼尾弘吉君) 実社会において、すでに職業に従事して働いておる人たちに、いかなる方法でもってさらに教育をやっていくかといふことが、私は後期中等教育整備の一つの課題だと思ひます。その中に、いまお話しになりましたように、企業の経営者が、そこで勤勞しておる青少年に對していかなる協力を行なうか、どの程度

の協力ができるかというふうなことは、これは具体的に検討しなければならぬ問題だと思いますが、私はいろいろ程度その他の問題はございませうが、大体いま豊瀬委員のお話しになりましたとお考え方につきまして、私も何の異存もございませぬ。できるだけ若い人たちの、ことに教養という問題については、使用者側においても十分な理解をもって協力してもらいたいという気持は十分持っております。これをいかにして具体化するかという問題がわれわれの検討課題である、このように存じております。

○豊瀬一君 そのことは労働行政というところの方でなくして、いま大臣も答弁されたように、後期中等教育をどう全体の青少年に受益させるかという観点から、企業内訓練に依存するという考え、そこでという考え方でなくして、やはり文教政策としては、できるだけだけ学校教育、各種学校も含めて学校教育の恩恵が受けられるような措置をやっていくべき課題だと思っております。このことも遠い将来の夢としてではなくて、あなたが先ほど言われた生産技術の向上というこの課題にこたえるためにも、人間の資質というものが、技術偏重よりも、同時に進められていったほうがより生産に貢献し得るという角度からも、文部省としては勤労青少年にどう学校教育の恩恵を受けさせるかということも、中教審ご答申が出てくるかどうかかわかりませぬけれども、出るような努力もしていただきたし、また、文部省としても同時に検討し、できるだけ早く結論を出すべき課題だと思っておりますが、御所見はいかがでしょう。

○国務大臣(灘原弘吉君) お考えの方向につきましては、先ほど申しましたように、私もそのようなことはもちろん思っています。十分ひとつ検討させていただきますかと思っております。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起し

○豊瀬一君 後期中等教育をどの範囲で見るとかということについてもいろいろ問題がありますが、文部省のこの資料によりますと、各教育機関在籍者の中で十五歳から十七歳の年齢層の在籍者の占める割合で計算したという資料が出ていますが、この中で、いまもらったので全体の判断ができにくいんですが、ここ二、三年間の傾向について私がただしたいのは、全日、定時的あるいは各種学校に入っている者が数的にどう移動しているかということを知りたいのです。これ非常に細かい資料ですから、見ておるとひまが要りますので、簡単にこの十九ページの資料を説明してください。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起し

○説明員(渋谷敏三君) 全般的な傾向といたしまして、全日制の高等学校へ進学いたします者がこの数年ずっとふえております。定時制の高等学校におきましては、夜間の定時制へ進学する者はすつと横ばいの状態でございます。昼間の定時制へ進学する者は年々減っております。それから高等学校の

通信教育の課程へ進みます者が年々ふえております。高等学校関係につきましては大体このようなことであります。青年学級につきましては年々生徒が減っております。しかしながら、しっかりとした学級になっておると、こういう傾向にございます。職業訓練所につきましては、ずっと数年横ばいの状態にございましたが、去年あたりからふえる傾向になってきておると存じております。各種学校に学ぶ者も年々ふえる傾向にあるようでございます。大体大まかな傾向はそういうところでありまして、なお、高等学校の全日制、定時制も含めましての進学率が、昭和二十五年が四〇%ちよつとでございましたが、昨年度は六七%ぐらいいふえております。こういうことでございます。

○豊瀬一君 各種学校に学んでおる生徒総数は百三十七万ですか。

○政府委員(杉江清君) 約総数としては百三十七万でございます。

○豊瀬一君 これは該当年齢者の何%くらいになっておるのですか。

○政府委員(杉江清君) 後期中等教育の年齢該当者は四十万でございますから、各種学校に在籍する者の全体に対して占める率は七・四%でございます。後期中等教育の該当年齢者としてはです。

○豊瀬一君 百三十七万に対して、総数は。

○説明員(渋谷敏三君) 各種学校は年輩の人が行っておるものかなりございまして百三十七万でございます。このうち後期中等教育期該当年齢層といいますが、それが四十万一千人でございますが、後期中等教育期該当年齢層の

うち、その四十万一千人の占める割合が大体七・四%と、こういうことでございます。

○豊瀬一君 それでよくわかりました。

先ほど私が指摘した、昨年十一月二十九日付の臨時行政調査会第三専門部会の報告が、いま配付されましたが、この一つの報告と、昨年から続けられておる中教審における後期中等教育の議論の内容と、昨年からの続けられておる相互が関係して話し合っているかどうかということと、内容的には無関係でしょうか。

○政府委員(杉江清君) 中教審に対して各種学校問題は私からいろいろ御説明いたして審議をお願いいたしました。今後の後期中等教育のあり方の具休案については、まだ方向は出ておりません。ただ、後期中等教育の問題を考へるにあたって、各種学校の問題に十分注意し、このあり方の改善をもくろんで、後期中等教育の問題を考へる必要がある、こういう点ではそういうふうな御意見が多く出ておりました。その際、私はこの答申の要領も十分御説明し、御報告申し上げております。

○豊瀬一君 中教審の論議している内容については、所管は管理局ですか。

○政府委員(杉江清君) 調査局が一応窓口になっておりますが、関係事項についてはそれぞれ局が御説明申し上げます。

○豊瀬一君 この諮問事項に対しておるわけでございます。

○説明員(渋谷敏三君) 昨年の六月に

大臣から諮問がございまして、それから総会を三回開きました。それから秋に入りまして、人間像のほうの問題につきまして、後期中等教育のあり方の問題につきまして、それぞれ第十九特別委員会、第二十特別委員会に分かれました。特別委員会が九月から、それぞれ毎月一回づつ開催されております状況でございます。

○豊瀬一君 検討すべき問題点というのが二つあげられて、それぞれ内容があるのですが、第一の問題点については、おまな論議の傾向はどういうところにあるか。期待される人間像。

○説明員(渋谷敏三君) 期待される人間像のほうの問題につきましては、秋、特別委員会に入りましてから、しばらくの間は、教育基本法制定の経緯その他あるいは戦後の学校における道徳教育の問題、そういうふうな関連する問題につきまして、文部省側からいろいろ御説明いたしまして、それから昨年の十二月ごろから各それぞれ特別委員会の委員の方々が、委員としてお考えになります期待される人間像につきまして各委員としての考えが述べられております。その中身につきまして、非常にそれぞれの先生方から、非常に広い視野のもとにいろいろな角度からの広般な御意見が現在まで述べられております。

○豊瀬一君 大臣にお尋ねします。この答申はいつごろに期待しておられますか。

○説明員(木田宏君) ちよつと私から。答申のことでございますけれども、中教審の委員の方々からは、いずれも大切な問題であるから、あまり時

期の制約なしに、ひとつつじつくりと検討してはしいという御要望が出ておることを伺っておるわけでございます。しかし、私どももいたしては、第一の問題につきましても、今年の秋くらいには何か一つの方向をお示し願えぬだろうかというような希望を申し上げておる段階と私は承知いたしております。ですから、いつまでかというスケジュールが現在の段階で明確にきまつたというふうにはまだ承知いたしておりません。

あとの第二段の後期中等教育の問題につきましても、これもただいま豊瀬委員からいろいろと御指摘がございまして、関連する事項が非常に広いものでございまして、これまでにいろいろ関係者からの意見、説明、そうしたものをずっと聴取をしてこれらおるといふ段階でございまして、これからだんだんと中教審の委員としての取りまとめの段階に進んでいく時期にはきておりますけれども、いつまでかどうというふうなめどがまだきまつたようには伺っておらないのが現在の状況でございます。

○豊瀬一君 そういう答弁を求めておるのではないのです。大臣が先ほどずつと経過を通していろいろの見解を出されておりますが、私、いつどの時期にというせつちかな質問をしてこなかったし、また、しても即答はできない問題だと思っておりますが、大臣としては、諮問されておる諸事項については、諮問された時期が、大臣として思うのです。それをたとえれば、この六月に求めておるとか、そういうことではなくて、やはり多少誇張すれば、一日もゆるがせにできない急を要する課題であろうと思っております。大臣のこの時期的な一つの期待に対してお答え願いたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) この諮問は、いつまでに出していただきたいというふうな形で御諮問申し上げておらないのでございます。しかし、それぞれ重要な課題でありますだけに、自分から言え、なるべく早く出していただきたいという気持ちもあるわけでございます。私としましては、その結論をなるべく早く出さうといたして、そうして、ひとつ政府としていろいろ考えてみたい、こういうことではありますから、できるだけ早くと思っておりますけれども、あまりまたせつちくわけにもありませんが、できれば私は来年度予算等の場合に検討ができるような状態であれば望ましいと思っておりますけれども、いま何月までかというふうなことを申し上げることも実はいかかと思っております。その御審議を横から見ておるといって、はなはだ語弊がございまして、推移を見守っております、こういう状況でございます。

○豊瀬一君 配付された資料は、私の持つておる資料から見ると、きわめてこうほんのちよつとびり出しているが、なぜ後期中等教育の補充整備について、の趣旨説明やその他は配らなかつたのですか。この中にはかなり具体的に出ておるのです。第一はこれこれ、第二はこれこれと。あなた方が配った資料には、理由と問題点だけばつんと書いて……。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○委員(中野文門君) 速記を起し

○豊瀬一君 ちよつとお尋ねします。問題点の二のほうに、目的あるいは内容あるいは形態、制度というのがあります。この討議の中、あるいは第一の討議の中で、各種学校の今回の、職業に必要な技術教育を目的とする各種学校に対する手当、この問題がいずれかの特別委員会の中で、あるいは全体会議の中で討議されたことがありませんか。

○政府委員(杉江清君) 各種学校の問題について私から申し上げます。先ほど申し上げましたような観点から、各種学校の全貌をまず十分承知したいというところで、そういう御注文がございまして、お手元に差し上げてあります「各種学校の概況」、これに即しましてその実態を十分御説明申し上げ、そしてまた臨時行政調査会からの答申についても十分御説明申し上げたわけでございます。そういう段階で、それ以上に、職業技術等の習得を目的とするものというふうな観点にしばつての御議論はまだないのであります。

○豊瀬一君 大臣にお尋ねします。この諮問の内容からいまして、各種学校の中で今回のこの部門だけ取り上げて手当てをしていくということは、後期中等教育の全般にわたる、各種学校のあり方というものの結論が出て後、あるいは大臣が昭和四十年に期待されておつても昭和四十一年に出るかもしれないが、その総合的な後期中等教育の理念、具体的な目的、性格あるいは内容、形態、教育制度の位置、こういったことを諮問してあるのですから、それが出た後に、その中で各種学校の中でどれを大臣が先ほど答へられた必要性の中で取り上げていくか、これが当然好ましいすべり方だと思つておるのですが、その結論の中で、局長が説明してあつた論議もあつてない。そういう中でこれだけを立法化して行くというものは、やはり当初の私の危惧というものが、文教政策全般に対する構想なきままに、世論あるいは社会の要請という形の中でぼつんぼつんと飛び出しているというきらいを持つのであつたらぬか、何かがゆえに中教審の答申を待つてこのことをされなかつたか、検討されておればお答え願いたいと思つておる。

○政府委員(杉江清君) 前にちよつと従来の経過と、そしてこのような法律をつくる趣旨について事務的に御説明申し上げたいと思つておる。実は私立学校に対する助成の有力なものとして、私立学校振興会からの貸し付けの制度があるわけでありまして、これが最も包括的な私立学校に対する助成方法に現在なつておるわけでございます。ところで、この私立学校に対する貸し付けの対象は、これは条文で学校法人ということに限定されておりまして、各種学校はその対象になつておりません。そこで、これは前から各種学校にも、非常に社会的に有用な機能を果たしておるのですから、国は少なくとも融資の対象にはしてくれ、こういう要求が長年にわたつて続けられてきたのであります。そこで、そういう観点から私もその助成の具体的な方法について団体等とも話し合ひを続け、どのようにすべきかについて検討してまいつたのであります。そういう観点から、まず最も公共性の強いと考えられるいわゆる学校法人立の問題、それから先ほど大臣から御説明のありま

したようなゆるゆる……。○豊瀬一君 そんな答弁を必要ない。そんなことを聞いているのじやない。○政府委員(杉江清君) そういつた設備等について十分金のかかるもの、ゆるゆるのうけの多いと考えられないもの、そういうものについてさしあつてひとつ助成してくれ、少なくともある程度は助成してくれ、こういうふうな意見がまとまりまして、このような法案を用意したというのが経過でございます。

○豊瀬一君 大臣ちよつと答へになる前に、以前も中教審に諮問されておる事柄の中で取り出して、具体的な政策がなかつたときも、やはり同じような論議をしたことがあるのですが、やはり中教審に答申をすれば、多少急ぐ問題であるとも、その結論を待つて実施に移すというのが中教審に対する文部省のかまへとして至当であると思つておるのです。これだけ取り出して急がれたというか、やはり中教審に諮問したという立場から考えても、何と申しますか、不穏当といひますか、好ましくないやり方ではないか。そういう中教審との関連する御見解をお答え願いたい。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 私学振興会の融資の対象を拡大するという問題として、この問題はひとつお考えを願いたいと思つておる。なるほど中教審の後期中等教育全般についての諮問をいたしておるわけでありまして、その結論によりまして、またいろいろ考へなければならぬ問題も起ころうかと存じますが、現在とにかく相当の数の各種学校があるわけでありまして、その中で特に資金的な援助を求めている

したようなゆるゆる……。○豊瀬一君 そんな答弁を必要ない。そんなことを聞いているのじやない。○政府委員(杉江清君) そういつた設備等について十分金のかかるもの、ゆるゆるのうけの多いと考えられないもの、そういうものについてさしあつてひとつ助成してくれ、少なくともある程度は助成してくれ、こういうふうな意見がまとまりまして、このような法案を用意したというのが経過でございます。

と同時に、また、われわれから考えまして、資金的な援助が適当であると考へられる範囲のものにつきまして、私学振興会の援助のワケを拡大したわけでありませぬ。将来、制度が変わつてくるとか、あるいは考えが変わつてくるといふことがあるかもしれませぬけれども、しかし、現在やっておりますこの各種学校に対するこの範囲の助成という問題は、私はそれほど決して矛盾もしいないと思つておられます。そういう意味におきまして、従来から私学振興会を通じております対象を若干広げたという程度の問題として、ひとつお考えいただきたいと思つておられます。

○豊瀬一君 そういふ考え方にはどうも納得できませんね。やはり形はあなたの御指摘のとおり、私学振興会の学校にやっておつたのを各種学校に広げたという形です。それは法案としてはそのうですが、それにしても、先ほどからさうおっしゃつておられますように、大学に対する手当て、幼稚園に対する手当て、こういった全体の関連の中で各種学校をどう持つていくか、さらに各種学校の中でこれを特定していく意味づけは何か、このことが前段に出てきて、初めてこの法律案というものが文教政策全般の中で後期中等教育という意味において意味を持つのだ。ただ、助成のワケを広げただけなんです、各種学校の問題はあとで結論が出ることでよすよと、こういう考え方で一つ一つの法律をそのつど、社会の要請とか、あるいは業界の希望とか、そういうこととにすりかえていくというところは好ましくないと思つておられます。これはさう、これを直ちに助成措置をとることの可否ももちろん必要なことでしよう

けれども、少なくとも各種学校というものが後期中等教育の中でのいかなる位置づけをするかという見通しの中で、どこまでワケを広げるかということが私は必要であると思つておられます。これは議論をしてもあなたとの意見の一致を見ないと思つておられます。今度この法案によれば、先ほどからたびたび申し上げておられますように、職業に必要なこれの各種学校に特定されたわけですが、このことと、先ほど指摘した十一月二十九日の行政調査会の第三専門部会第一分科会の報告ですね。これから調査報告と仮称しますが、この調査報告との関係がありますか。

○政府委員(杉江清君) 考え方がいたしましたは、行政調査会におかれても、現在の各種学校にはあまりにも多様なものが含まれておつて、その公共性についても疑問のあるものがあるから、それは相当その範囲を狭めて、もつとしっかりとしたもの、各種学校とすべきじゃないか、そういう考え方があるわけでございます。で、そのような考え方の方向には沿つておつておられます。しかし具体的に、それは職業技術にしろ、それからまたなお政令、省令等においてその対象をしぼる、こういうふうな点につきましては、もつと別な観点から、実際助成を必要とする範囲がどの程度か、またどの範囲に及ぶことが現段階において妥当かという点からしぼつておられますが、大きな考え方においては軌を一にしておられます。

○豊瀬一君 調査会報告に対して杉江君は賛成ですか。

○政府委員(杉江清君) 方向においてはおおむね賛成でございます。

○豊瀬一君 用語は別にして、大臣が各種学校のあり方、あるいはそれに期待するものとして先ほど答弁された趣旨と、この臨時行政調査会の指向しておる方向とは、具体的にどこという指摘はできませんが、少なくともよいものはますますよくしていくし、かりに興味その他でやっておられるところでも、教養を深めていくという意味でますますしっかりとやりなさい、これが大臣の趣旨だつたと思つておられます。ところが、この報告書の指向は、それをつぶすとは言つていないけれども、国が一つの手を差し伸べずには、これに整理すべきであるという基本線が貫かれておると思つておられます。各種学校に対しては、質の低いものは質を高めるように、いま助成金を出さず、出さなべきことが後期中等教育、あるいは全体的な人づくりという観点から望ましいことである、こういうふうな答えられたと思つておられますが、大臣、さうではなかつたのですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は各種学校の設置についてはできるだけ自由にして、国民の施設としてそれはあつてよいと思つておられます。ただ、各種学校として授業料をとつて、そして青年、そのほかの人に対して教育をするにすれば、やる以上はいいものにしていただきたい、こういうことでございませぬ。

○豊瀬一君 だから、その考え方がすると、悪いものをいまして助成をすることがは施策として問題だが、しかし基本的にはそれがよくなつていくように期待することが、やはり各種学校に恩恵を受けておる主として青少年に対して親切な立場であると思つておられます。寺小屋式、塾式のものはためなめつていくやり方は否定するべきです。ところが調査会報告というのは、もちろん純教育という観点ではありませぬので、若干の立場の相違はありませぬけれども、やはり私が先ほど、人的能力部会の方向と一緒の危惧を持つておられるような、社会的価値とか、必要性あるいは社会的公共性の増大、こういう期待は、一般教養的などというか、趣味、娯楽、技芸教授を目的とするもの、こういうおつておられますが、その技術に無関係な知識を教授するもの、こういう言い方をすれば、やはり技術、技術だけを特別に国としては考えていきなさい、こういう思想が若干強いと思つておられます。このことは、生産向上という純粹の、純粹というか、単純な立場からすれば一つの方向ではあるけれども、後期中等教育の広い意味での拡充、充実という観点からすると、若干理解が足りないと思つておられます。冷たい態度をとつておられる、こういうふうには私には理解するのではありません。その理解と管理局長が同じ考え方を持つておられるとすれば、やはり若干、大臣との見解に食い違いがあると思つておられます。両者がいかにですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 基本的な考え方にはさう食い違いがあると思つておられますけれども、ただ各種学校という形態でやっております事は、先ほどから申しますように、いろいろのものがあつておられることについてさう

やかましい制限をしておるわけではございませぬ。自由によつておるわけでありませぬ。その中には、あるいは学校法人でやつておるものもありませぬ。あるいは準学校法人というものもあつておる場合もいろいろございませぬ。やっております、何さま自由勝手にやっております、それを国との結びつきがございませぬから、それを国との結びつきにおいていろいろ考えます場合には、おのずかからそこに違つたものがあつておるからと私は思つておられます。私は非常に広い意味から、およそ国民の教養が高まるものなら、それを押へることはないと考え方をいたしておられますけれども、一面からいへば、まあ名前だけはりつぱであるけれども、実はさつぱりやつておる、あるいはもうけ主義でやつておる、営利事業と、こう言われてもしかたのないものもないとはいへないものであります。さういふことでございませぬから、やはり国が取り上げて援助するとか、あるいは奨励するとかいふものについては、おのずかから限界があるかと思つておられます。同時にまた、それをすぐには禁止するとか、取り縮まるとかいう態度もいかかと思つておられます。態度としては局長の言う態度が今日としてはいいと思つておられます。

○豊瀬一君 そういふ考え方に立ちますと、大臣のお手元にあるかどうかわかりませぬが、先ほど配付された資料の中はどのところの「教育内容による対象の限定」という中に、「技能、技術に無関係な知識を教授するもの」といふうきめつけ方には若干問題があると思つておられます。技術、技能に無関係な知識といふのは、いま大臣が言われ

○豊瀬一君 だから、その考え方がすると、悪いものをいまして助成をすることがは施策として問題だが、しかし基本的にはそれがよくなつていくように期待することが、やはり各種学校に恩恵を受けておる主として青少年に対して親切な立場であると思つておられます。寺小屋式、塾式のものはためなめつていくやり方は否定するべきです。ところが調査会報告というのは、もちろん純教育という観点ではありませぬので、若干の立場の相違はありませぬけれども、やはり私が先ほど、人的能力部会の方向と一緒の危惧を持つておられるような、社会的価値とか、必要性あるいは社会的公共性の増大、こういう期待は、一般教養的などというか、趣味、娯楽、技芸教授を目的とするもの、こういうおつておられますが、その技術に無関係な知識を教授するもの、こういう言い方をすれば、やはり技術、技術だけを特別に国としては考えていきなさい、こういう思想が若干強いと思つておられます。このことは、生産向上という純粹の、純粹というか、単純な立場からすれば一つの方向ではあるけれども、後期中等教育の広い意味での拡充、充実という観点からすると、若干理解が足りないと思つておられます。冷たい態度をとつておられる、こういうふうには私には理解するのではありません。その理解と管理局長が同じ考え方を持つておられるとすれば、やはり若干、大臣との見解に食い違いがあると思つておられます。両者がいかにですか。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 基本的な考え方にはさう食い違いがあると思つておられますけれども、ただ各種学校という形態でやっております事は、先ほどから申しますように、いろいろのものがあつておられることについてさう

やかましい制限をしておるわけではございませぬ。自由によつておるわけでありませぬ。その中には、あるいは学校法人でやつておるものもありませぬ。あるいは準学校法人というものもあつておる場合もいろいろございませぬ。やっております、何さま自由勝手にやっております、それを国との結びつきがございませぬから、それを国との結びつきにおいていろいろ考えます場合には、おのずかからそこに違つたものがあつておるからと私は思つておられます。私は非常に広い意味から、およそ国民の教養が高まるものなら、それを押へることはないと考え方をいたしておられますけれども、一面からいへば、まあ名前だけはりつぱであるけれども、実はさつぱりやつておる、あるいはもうけ主義でやつておる、営利事業と、こう言われてもしかたのないものもないとはいへないものであります。さういふことでございませぬから、やはり国が取り上げて援助するとか、あるいは奨励するとかいふものについては、おのずかから限界があるかと思つておられます。同時にまた、それをすぐには禁止するとか、取り縮まるとかいう態度もいかかと思つておられます。態度としては局長の言う態度が今日としてはいいと思つておられます。

たような一般教養という意味において
はかなり広いのですからね。それだけ
に対象を置いていくという、国が援助
する際でも対象を置いていくという考
え方は若干問題があると思うのです。
○國務大臣(瀧尾弘吉君) もう一度
ちよつと……

○豊瀬一君 二つの角度がある。国
が援助するという場合と、後期中等教
育に対して何らかの貢献をしておる
という二つの問題があると思うのです。
しかし、いずれの場合でも、ここに限
定しておるうちに、技能、技術に無関
係な知識を教授するものは、さつぱ
らんに言えば、まあ入らないんです
よ。こういう考え方が全体を貫いてお
ると思うのです。それはやはり問題
がありはしないかと、こう言っている
のです。まずあなたが答えられたよう
に、さしずめ、これが急ぐという判断
は私は批判を持ちますけれども、一つ
の判断としては成り立ち得る。しかし
原則論としては技能、技術に無関係な
知識を教授するものを排除していくと
いう、この全体の流れというものは、
先ほど言ったような立場からすると、
やはり問題があると思うのですが。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) どういう心
持ちでこの臨時行政調査会第三専門部
会第一分科会の報告がなされたのか、
実はつまびらかにいたしておりませ
んので、ちよつと耳打ちをされたぐら
いではわかりかねるところがあるであ
りますが、私はしかし、いまの各種学
校に対する、先ほど来私の申し上げて
おりますような態度でよろしいのじや
ないかと思っております。同時に、ま
あ現在の各種学校の中にもほんとうの
学校と見てもいいような発展を遂げて

おるものもあろうかと思ひます。そ
ういふものを各種学校という形態
で今後とも継続するのがよろしい
か、あるいはやはり一つの、学校教育
法のいわゆる一条にいう学校ですが、
そういうふうな範疇の中で考えるのが
よろしいのか、こういう問題はこれ
今後の問題としてはあろうかと思ひ
ますけれども、考えの大幅としまして
は、私は国民の教養を上げるための施
設としては、これを一がいには排除すべ
きものじやない、もつとも非常な弊害
がある、インチキであるというよう
なものになればこれは別でありますけ
ども、これはまた別の観点から考えな
きやなりません。私はそういうふうな
ものにつきましては、とにかく月謝を
取って教育をやる以上は、まじめに
しつかりした教育をやつてもらいたい
と思ひますが、しかも、それがそう
やつてもらえれば、それはそれなり
のお役に立つわけなのであります。そ
ういふような各種学校というものは
除しようという考え方はいたしてお
りません。あるいはもつと検討しな
きやならぬかと思ひますけれども、私は現
在のところそういう考え方をいたして
おります。

○豊瀬一君 この私立学校に出資を
するという範囲を各種学校まで広げ
たというところに対して、私立学校関係
の私大協とか、連盟とか、協会とかい
ゆるありませぬ。あるいは私学振興会
としての、機関としての意見あるは
各種学校側の関係者の意見、わか
っておりますか。

○政府委員(杉江清君) わかつてお
りませぬ。まず結論的には本案には賛成
だ、ただし、その実施については十分

注意してくれ、また今後の運営につ
いても十分相談してくれ、こういうふう
な申し入れをいたしております。
で、それはもちろん各種学校の団体に
ついてはこれは全面的に賛成ござい
ますが、従来、その他の私立学校団体
については、そういうふうな御注文が
まともに出ております。なお、従来
の経過でございますが、私もこの予
算要求をいたす当初から、私立学校の
諸団体には御相談を申し上げて、その
御了解を得てこの予算要求をいたして
おります。また、この法案をこのよう
に煮詰めますにあつても、私学団体
とよく御相談を申し上げて、こういう
ふうな形にいたしておるのでございま
す。

○豊瀬一君 いまの意見というのは
どこですか。
○政府委員(杉江清君) それは私立学
校の諸団体からそういうふうな申し入
れが文書になつて出ております。なお
つけ加えますと、各種学校を除いた私
立学校関係諸団体におきましては、や
はり第一条の学校の整備充実を先にす
べきだ。それも十分な助成が行なわれ
ていない現在、その範囲を広げること
は納得できない。こういう御意見も
あつたわけでございます。それに対し
て私どもは、第一条の学校の整備も、
もちろん今後とも財源をふやしてい
く、貸し付け財源をふやしてい
うことに努力すべきは当然であります
し、また三十九年度においても相当大
幅にふやしておる。その金額の問題に
いたしますと、現在、各種学校に充
すべき貸し付け金としては五千二百万
円を予定しており、全体の金額から
ればわずかであつて、わずかに窓口を

広がるという程度のことであるからそ
の点は御了承をいただきたい、こうい
うことでお話しし、基本的には御了承を
得られておる、かように考えておりま
す。なお、ただいまその資料が手元
にございますが、これは二月二十七日に
全私学連合からの申し入れで、ただ
いま私が申し上げたような趣旨のこと
がうたわれております。

○豊瀬一君 全私連としてはそうい
う意見を持つておるが、それぞれ短大
とか、あるいは幼稚園とか、異論があ
りはしないのですか。
○政府委員(杉江清君) 一部に異論の
あることは承知いたしております。し
かし全体としては、このように意思表
示をされたものと了解いたしております。

○豊瀬一君 私の聞き違ひだったか
どうか知りませんが、先ほどの三十七
と十幾つですか、十六校、まだです
か。
○政府委員(杉江清君) 十六校につ
いてはお手元に資料を差し上げてお
ります。三十七校についてはいまそれ
を……

○豊瀬一君 三十七からこれを出
された理由、そういう言い方をしても
よし、逆にこれ以外が除かれたそれぞ
れの理由というのの説明できますか。
○政府委員(杉江清君) 私ども一応こ
れらの学校について調査した結果、こ
れらの学校で——これらというのは何
ですが、三十七校と申し上げた学校に
ついてその実態を調べたところ、施設
の基準不足は一応ないものとして考
えて、おそらくそこに差し上げてあり
ます十六校に融資対象がとまるだろ
う、こういう判断をいたしておるので

あります。
○豊瀬一君 次回にこれ以外の残り
の学校と、それからこれに対しては経
営者というか理事長というか、経営
者、収容生徒数、それから教育内容
というところとしましては、まあばく
とした一、二行のものでいいです、ど
ういふことをやつておるのか。それ
から先ほどの五千万何百万ですか、それ
一つ一つの学校の何に助成するかと
いうことを出しなさいという意味でな
く、主としてどういふことに助成金
を出そうとしておるか、それを次に
出してください。

初中局長にお尋ねしますが、現在の
各種学校と企業内訓練の質の比較とい
いますか、これつかめておりますか。
○政府委員(福田繁君) 全般にわた
つて申し上げることは困難かと思ひ
ますが、企業内訓練施設におきま
しても、かなり優秀なものがございま
す。その中には、技術あるいは技能的
な教育をやつております各種学校に
ついては、歴史もあり、また非常にり
っぱな各種学校の教育として成績をあげ
ておるものもございまして、したが
って、それぞれ長所と申しますか、いろ
いろ特色、長所を持つておるものが
あるようにございまして、一般
的に比較してどちらがいいということ
は、これは一がいには申し上げられ
ないと思ひますが、私どもはさうい
ふふうな認識をいたしております。

○豊瀬一君 どのことを比較する
かということが非常に困難な問題で
すが、まあ方向としてお尋ねしまし
ょう。勤労青少年というか、あるいは学

校教育法の正規の適用を受けておる学校で、後期中等教育的な恩恵を受ける場所を選ぶとすれば、望ましい方向、あるいは望ましいという判断から助成をしていくべき方向は、この職業に必要な技術の教育ということに限定してお尋ねすると、各種学校ですか、企業内訓練と判断されますか。

○政府委員(福田繁君) これはいろいろの御意見があるかも知れませんが、私の考えをいましては、企業内訓練施設としては、一定の年限も限られておらず、やることの内容としても学校教育とは違ったやり方をいたしております。したがって、方向としては企業内容より、やはり各種学校の完備したものであったほうが、十分な技能、技術教育ができるかと私は考えております。したがって、国が助成するという道を開くといえます。また、各種学校よりもさらに正規の高等学校のほうがなおベターだと、こういうふうに考えるわけでございます。

○豊瀬慎一君 私の質問、若干無理があったかと思うんですが、この職業に必要な技術の教育を目的とする、このことはもちろんと無理があるでしょうが、いわゆる職業技術教育という簡単に割り切ってしまった際には——こういう角度から聞くことにしまして。経営者の求めているものは各種学校ではない、企業内訓練だと言えませんか。

○政府委員(福田繁君) それはおっしゃるとおりだと思います。企業者としては自分の企業に都合のいいような、また、直接役に立つような技術教育をやるというのが主眼でございます。

す。各種学校でございませうけれども、やはりそこには一般教養というものも加え、学校の形態として一定の年限、技術教育を主としながら、これをやっているのが現状でございませうから、したがって、私どもとしては、学校教育というたてまえから考えますと、先ほどのような考えになるわけでございます。

○豊瀬慎一君 各種学校は特定の企業に必要なものだけでなくして、一般的な技術の習得が行なわれておる、もう一つは、一般教養も同時に行なわれておる。こういう言い方は逆にとると、企業内訓練は、ことばは悪いけれども、いびつというか、部分技能が指導され、教養もあまり重視されていないという、そういう企業内訓練の欠陥を、後期中等教育という観点からどう是正していこうとしておられますか。

○政府委員(福田繁君) むずかしいお尋ねでございますが、企業内訓練施設等につきまして私どもは是正するということはできませんが、御承知のように、企業内訓練施設の高専学校との連携をはかりまして、企業内訓練施設で習得した技術等はできる限り単位の換算をいたしまして、高等学校の教育にこれが通算されるようなたてまえを開いております。したがって、現在でもその方向で連携をはかってやっておりますので、その限りにおいてこれを是正するという意味は、できるだけ補完していくというふうな、補完と申しますか、ことばは適切ではありませんが、相提携してこれを進めていくというやり方をとっているわけでございます。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

本法案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後零時五十九分散会